

2012～2016年度に太陽光発電設備のFIT認定を取得された発電事業者さまへ

平素は、当社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2018年12月21日に資源エネルギー庁から公表された「事業用太陽光発電の未稼働案件への新たな対応に係る詳細運用等について（お知らせ）」等を踏まえ、系統連系工事着工申込書の提出方法等について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 本お知らせの対象

- ・2016年度に10kW以上の太陽光発電設備のFIT認定を取得され、2016年7月31日までに旧一般電気事業者と接続契約を締結しており、かつ、後述2のご提出期限までにFIT制度による再生可能エネルギー電気の供給を開始していない発電事業者さま
- ・2012～2015年度に10kW以上の太陽光発電設備のFIT認定を取得され、2016年7月31日までに旧一般電気事業者と接続契約を締結しており、FIT制度に基づく再生可能エネルギー電気の供給を開始しておらず、かつ、これまでに系統連系工事着工申込書を提出していない発電事業者さま

※当該方針により、調達価格や運転開始期限の取扱いが、系統連系工事着工申込書を当社が受領した日に応じて変わることとなります。詳細については資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」をご確認ください。

URL: https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_mikado.html

2 認定時の調達価格等の適用を希望される場合の提出期限

<2016年度認定の場合>

(1) 2MW未満の太陽光発電設備の場合

現在保有されている認定の調達価格の適用を希望される場合は、2021年3月31日までに当社が系統連系工事着工申込書を不備なく受領することが必要となりますので、遅くとも 2021年1月29日までに、系統連系工事着工申込書をご提出ください。

(2) 2MW以上の太陽光発電設備の場合

現在保有されている認定の調達価格の適用を希望される場合は、2021年3月31日までに当社が系統連系工事着工申込書を不備なく受領することが必要となりますので、遅くとも 2021年2月26日までに、系統連系工事着工申込書をご提出ください。

<2012年度から2015年度認定の場合>

(1) 2MW未満の太陽光発電設備の場合

着工申込みが未受領の場合で、2018年度（着工申込み受領日の2年前）の調達価格の適用を希望される場合は、2021年3月31日までに当社が系統連系工事着工申込書を不備なく受領することが必要となりますので、遅くとも 2021年1月29日までに、系統連系工事着工申込書をご提出ください。

(2) 2MW以上の太陽光発電設備の場合

着工申込みが未受領の場合で、2018年度（着工申込み受領日の2年前）の調達価格の適用を希

望される場合は、2021年3月31日までに当社が系統連系工事着工申込書を不備なく受領することが必要となりますので、遅くとも2021年2月26日までに、系統連系工事着工申込書をご提出ください。

※系統連系工事着工申込を提出いただいた日が提出期限を超えた場合、各系統連系工事着工申込の受領期限までに不備なく受領することを保証いたしかねますのでご注意ください。

3 ご提出方法等

(1) 系統連系工事着工申込書

別紙1をA3サイズの用紙に印刷の上、必要事項をご記入ください。

URL：https://www.yonden.co.jp/nw/assets/renewable_energy/news/application_style_1901.pdf

(2) 記入方法

記入例（別紙2）をご参照ください。

URL：https://www.yonden.co.jp/nw/assets/renewable_energy/news/application_example_1901.pdf

(3) 提出先

<低圧の場合>

徳島支社、高知支社、松山支社、高松支社の各「お客さまセンター契約課」宛

※発電設備の設置場所に応じて、上記4支社へご提出ください。

<高圧の場合>

管轄事業場（徳島支社、高知支社、松山支社、高松支社の場合は「お客さまセンター契約課」宛、その他の事業場の場合は「サービスセンター」宛）

※管轄事業場（サービス区域や住所等）は以下をご確認ください。

URL：<https://www.yonden.co.jp/nw/company/index.html>

(4) 提出方法

郵送にてご提出ください。なお、後日、当社が系統連系工事着工申込書の写しに受領日等を記載して返送いたしますので、必ず返信用封筒（切手貼付済、送付先住所および宛先記載済みのもの）を同封ください。

※郵送の到達確認はしていません。到達を確認されたい場合は書留等でご郵送ください。

(5) 提出後の流れ

系統連系工事着工申込書ご提出後の流れは以下となります。

①系統連系工事着工申込書の到着

②当社による内容確認 ※

③申込書の受領

④受領日および系統連系開始予定日の回答

※ 記載内容に漏れや誤りがある場合、工事費負担金のお支払いがなされていない場合、当社とのお契約者以外の方からのお申込みの場合等、申込内容に不備がある場合は申込書を受領できませんので、十分にご確認の上ご提出ください。

4 留意事項

- (1) 本お知らせの当社への「提出」とは、郵送により当社に系統連系工事着工申込書が届くこと、また、「受領」とは、当社がその内容に不備がないことを確認したことを指します。前述2の提出期限までに系統連系工事着工申込書をご提出いただいたとしても、記入漏れ、書類に不備がある場合および工事費負担金のお支払いが完了していない等の申込要件を満たしていない場合、改めて、系統連系工事着工申込書をご提出いただくこととなりますので、記入例および申込要

件をご確認いただき、申込要件を満たした上で、期日に余裕をもってご提出いただきますようお願いいたします。

また、改めて系統連系工事着工申込書をご提出された日が、前述2の提出期限を超えた場合は、各系統連系工事着工申込の受領期限までに不備なく受領することを保証いたしかねますので、ご注意ください。

なお、事業承継等で、お客さま（発電事業者さま）の住所・名称等が変更になっている場合は、本申込に先立ち、当社および国への変更手続きが必要となります。系統連系工事着工申込書は当該変更手続き後にご提出ください。

- (2) 系統連系工事着工申込書の提出後、運転開始前に発電事業計画の変更認定申請を行った場合、改めて系統連系工事着工申込書を弊社へご提出いただく必要がございます。この時、調達価格は、改めてご提出された系統連系工事着工申込書の受領日より判定されますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 系統連系工事着工申込書の受領日および系統連系開始予定日は、当社が系統連系工事着工申込書の記載内容を確認した後にお知らせします。
- (4) 本お知らせの対象となる太陽光発電設備は、前述2の提出期限までに系統連系工事着工申込書をご提出されない場合であっても、当社による系統連系工事を希望される際には系統連系工事着工申込書をご提出いただく必要があります。
- (5) 当社が、系統連系工事着工申込書の受領後にお知らせする系統連系開始予定日は、系統連系工事着工申込書受領の時点で当社が供給工事に着手した場合に予定する連系日となります。このため、その後の系統状況の変化や他の発電設備等の連系に係る工事の状況等により実際の連系日が異なる場合があります。（実際の連系日は別途調整させていただきます。）
- (6) 当社の系統連系工事開始後に工事の中断や取下げ等をされた場合は、工事の中断や取下げにより発生した損害および原状復帰に要する費用を発電事業者さまから申し受ける場合があります。
- (7) 当社以外の小売電気事業者と受給契約を締結し売電予定の場合、系統連系工事着工申込書は当該小売電気事業者を介して当社の託送サービスセンターにご提出いただくこととなります。具体的な提出期限や提出方法については、当該小売電気事業者にご確認ください。
- (8) 本申込に伴い発生した不利益について、当社は一切補償を行いませんので、あらかじめご了承ください。

【お問い合わせ先】

徳島支社	0120-410-105	松山支社	0120-410-503
高知支社	0120-410-286	高松支社	0120-410-805

* 電話受付時間/月～金 9:00～17:00 [祝日、年末年始(12/29～1/3)を除きます]

以 上